1　障害者総合支援法・児童福祉法のサービス

平成 25 年４月から、障がい者の定義への難病等の追加など、それまでの障害者自立支援法が、障害者総合支援法とされました。平成 26 年４月からは、障害程度区分から障害支援区分への見直し、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームとグループホームの一元化などが実施され、平成 30 年４月からは自立生活援助等新たなサービスが追加されました。

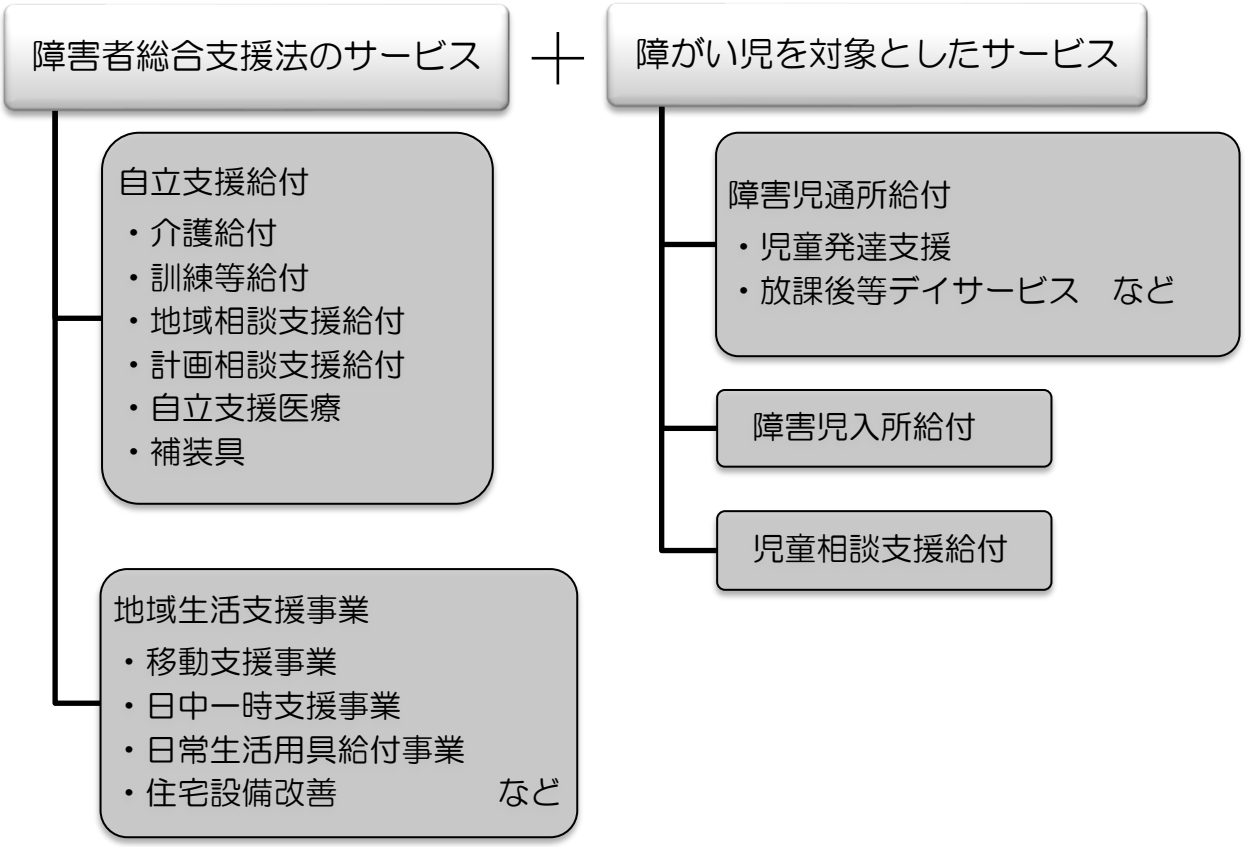

1-1　障がい者を対象としたサービス

障害者総合支援法に規定される、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む)、難病等（23～26 ページ）を対象としたサービスには、「自立支援給付」「地域生活支援事業」　のほか、児童福祉法に規定される、障がい児を対象としたサービスがあります。ここでは、国の事業である「自立支援給付」と「障がい児を対象としたサービス」の利用手続きと、市の事業である「地域生活支援事業」の利用手続きについて説明します。

自立支援給付

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係

☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

自立支援給付のサービスの種類及び対象は次のとおりです。
介護給付については障害支援区分の認定が必要です（児童は不要）。

※障害支援区分とは・・・ 障がい者等の心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合いを示す区分（区分１～６：区分が高いほど必要度が高い）です。障がいの多様な特性その他心身の状況に関する調査と、障がい支援区分判定等審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定します。

	サービス名	内容	対象者
介護給付	居宅介護 （ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護や調理・洗濯及び掃除などの家事を行います。	障害支援区分（以下「区分」という）１以上の方
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者（①）、重度の知的障がいもしくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者（②）で、常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	①区分が４以上で、二肢以上に麻痺があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「見守り」～「介助が必要」と認定されている方 ②常時介護を要する方（区分の認定調査項目のうち、行動関連項目等の合計点数が 10 点以上）
	同行援護	視覚障がいの方の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護その他必要な援助を行います。	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する視覚障がい者、これに相当する程度の障がいを有する児童
	行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分３以上で、知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。	区分６で以下にあてはまる方 ①四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 ②四肢麻痺寝たきりで愛の手帳１度の重度心身障がい者 ③強度行動障がい

	サービス名	内容	対象者
介護給付	短期入所 （ショートステイ）	自宅で介護する方が病気の場合などに短期間、施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	区分１以上の方
	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。	①区分６で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 ②区分５以上で、進行性筋萎縮症または重度心身障がいの方など
	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	①区分３以上（障害者支援施設入所者は区分４以上）の方 ②50 歳以上で、区分２以上（障害者支援施設入所者は区分３以上）の方
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	①生活介護を利用している区分４（50 歳以上は区分３）以上の方 ②自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等給付	自立訓練 （機能訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な身体障がいの方
	自立訓練 （生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。	左記の支援が必要な知的障がい又は精神障がいの方
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65 歳未満で、雇用が見込まれる方
	就労継続支援 （A 型）（雇用型）	一般企業等での就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	65 歳未満で、当該事業所で、雇用契約による就労が可能と見込まれる方

	サービス名	内容	対象者
訓練等給付	就労継続支援 （B 型）（非雇用型）	一般企業等での就労が困難な方や、一定年齢に達している方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	生産活動に係る知識及び能力の向上・維持が期待される方
	就労定着支援	就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題の解決に向け、企業・自宅への訪問等により、必要な連絡調整や助言等の支援を行います。	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を利用して一般就労した障がい者等で、生活面の課題が生じている方
	自立生活援助	定期的な自宅訪問により利用者の状況把握を行い、必要な情報提供や助言、医療機関との連絡調整などを行います。	①障害者支援施設やグループホーム、精神病院等から一人暮らしに移した方 ②家族が障がい者等で支援が見込めない方のうち、支援が必要な方
	共同生活援助 （グループホーム）	主として夜間、共同生活を営むべき住居において、相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	①身体障がい者 ②知的障がい者 ③精神障がい者 ④難病患者
地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設及び精神科病院等に入所・入院している障がいのある方について、住居の確保やその他の地域において生活するための活動に関する相談を行います。	①障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障がい者 ②児童福祉施設を利用する 18 歳以上の方
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある方について、常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態等の際に相談、緊急訪問などを行います。	左記の支援が必要な方
計画相談支援給付	計画相談支援	障害福祉サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉サービスを利用する方

●日中活動と住まいの場の組み合わせ

施設入所サービスを、日中の活動の場（日中活動事業）と夜間の住まいの場（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

例えば、障害者支援施設に入所している方は、日中活動事業の生活介護事業と居住支援事業の施設入所支援を組み合わせて利用することができます。

日中の活動の場
（以下から１ないし複数を選択）

○療養介護
○生活介護
○自立訓練
○就労移行支援
○就労継続支援
○地域活動支援センター
（地域生活支援事業）

＋

夜間の住まいの場

○施設入所支援

○共同生活援助
（グループホーム）

●「自立支援給付」の利用者負担

福祉サービスの利用には、以下の利用者負担が生じます。

定率負担	利用した福祉サービス費の一割は負担となります。
実費負担	施設での食費・光水熱費などは実費負担となります。

負担上限月額

福祉サービスの利用者負担は、所得に応じてひと月あたりの上限額が設定されており、負担上限月額以上の支払は発生しません。負担上限月額は障がい者等の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額となっています。

所得区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	０円
低所得	市民税非課税世帯	０円
一般１	市民税課税世帯（所得割額 16 万円未満） ※入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者を除く	9,300 円
一般２	上記以外	37,200 円

※収入を判断する世帯の範囲は、18 歳以上の障がい者（施設に入所する 18、19 歳を除く）とその配偶者です（ただし、生活保護受給世帯については、住民基本台帳での世帯。）。

利用者負担の軽減

以下のとおり、利用者負担を軽くする仕組みが設けられています。

通所サービスを利用する場合

◆三鷹市独自軽減

所得の区分が一般１の世帯の障がい者の方に対し、4,600 円を超える利用者負担月額を助成します。

◆食費等実費負担額の軽減措置

所得区分が低所得及び一般１の世帯の方は、通所サービスの食費の実費負担が食材料費のみになります。

入所施設を利用する場合.

◆医療型個別減免

療養介護を利用する方は、福祉サービス費の利用者負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定され、それ以上は減免されます。

◆食費等実費負担額の軽減措置

20 歳以上で入所施設を利用する低所得者の方は、定率負担と食費・光熱水費を支払っても、最低月 25,000 円は手元に残るように補足給付が行われます。

◆食事提供体制加算

所得区分が低所得者及び一般１の世帯の方が通所施設、ショートステイを利用した時の食費の一部を補助します。

グループホームを利用する場合

◆家賃助成

知的障がい者及び身体障がい者のグループホームを利用する方のうち、一定以下の収入の方に対して家賃を助成します。

◇助成額

・国制度　※障がいの種別を問いません。	10,000 円以内
・東京都制度	14,000 円以内
・三鷹市独自助成(都制度の助成額を差し引いた家賃の 1/2)	10,000 円以内

◆施設借上費

精神障がい者及び通過型グループホームを利用する方の家賃を助成します。

◇助成額

・国制度　　※障がいの種別を問いません。	10,000 円以内
・住宅扶助　※生活保護を受けている方のみ対象	43,700 円以内
・施設借上費　（グループホームに対して助成）	69,800 円以内

定率負担の軽減

◆高額障害福祉サービス費

複数の障害福祉サービスを利用した際の負担額の合計額が、基準額を超えたときに、超えた部分を払い戻します。

◆新高額障害福祉サービス費

65 歳になるまでの 5 年以上引き続き介護保険相当障害福祉サービスを受けていた方のうち、障害支援区分 2 以上で市民税非課税および生活保護受給世帯の方が介護保険に移行した場合、介護保険の利用者負担を軽減します。

なお、65 歳に達する前に介護保険法による保険給付を受けていた場合は対象外です。

◆生活保護への移行防止策

定率負担や食費等を負担することにより、生活保護の対象になる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額や食費等実費負担額が引き下げられます。

●「自立支援給付」の手続きの流れ

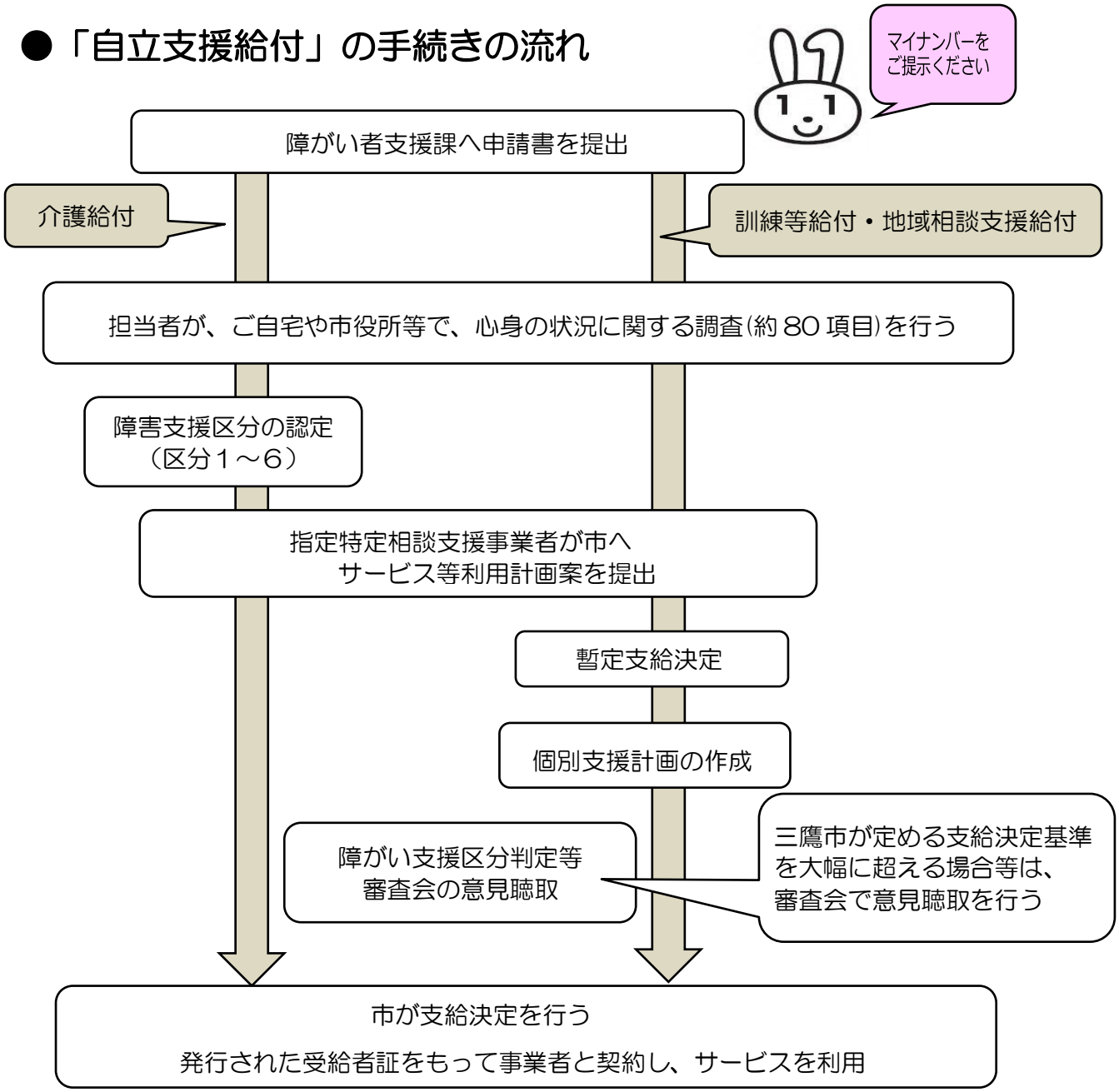

地域生活支援事業

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係

☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

地域生活支援事業のサービスのうち、主なものを紹介しています。
それぞれの種類及び対象は次のとおりです。

移動支援	屋外での移動が困難な障がい者（児、ただし児童は小学生以上）に、地域での自立生活、社会参加を促すことを目的として、社会生活上不可欠な外出や余暇活動等を支援します。	①屋外での移動に制限のある視覚障がい者（児） ②肢体不自由の障がいの程度が１級に該当し、両上肢及び両下肢の機能障がいがある全身性障がい者（児） ③知的障がい者（児） ④精神障がい者（児）
日中一時支援	障がい者（児）に日中の活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援や一時的な休息による家族支援を目的とします。	①身体障がい者（児） ②知的障がい者（児） ③精神障がい者（児）

●移動支援の利用上限時間

年齢（学年）	１ヶ月の利用上限時間
小学校１年生～3 年生	10 時間
小学校４年生～6 年生	15 時間
中学生・高校生	20 時間
成　　人	25 時間

●日中の一時支援の利用可能日数

原則、一月につき７日以内。

●「地域生活支援事業」の利用者負担

１割の定率負担です。
ただし、生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は、定率負担が０％です。
負担が大きくなりすぎないように、所得に応じて設定される、ひと月あたりの上限額（負担上限月額）は以下のとおりです。

世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護受給世帯	なし	０円
市民税非課税世帯	なし	０円
市民税課税世帯	10%	37,200 円

●「地域生活支援事業」の手続きの流れ

障がい者支援課へ申請書を提出

↓

担当者が、ご自宅や市役所等で、心身の状況や介護を行う方の状況などに関しての聞き取り調査を行う

↓

利用上限時間を上回る場合等は、サービス調整会議で審議

↓

市が支給決定を行う
発行された受給者証をもって事業者と契約し、サービスを利用

1-2　障がい児を対象としたサービス

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係

☎　0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

児童福祉法に規定される障がい児を対象とした施設・事業のうち、通所サービスの支給を区市町村が行っています。**障害児入所支援を利用する場合は、児童相談所に申請します。**サービスの種類及び対象は次の表のとおりです。

	サービス名	内容	対象者
障害児通所支援（区市町村）	児童発達支援	様々な障がいがある方が身近な地域で支援を受けられます。２類型に大別されます。 **①児童発達支援センター** 通所支援のほか身近な地域の障がい児支援の拠点として「地域で生活する障がい児や家族への支援」、「地域の障がい児を預かる施設に対する支援」を実施するなどの地域支援を実施します。 **②児童発達支援事業** 通所利用の障がい児に対する支援を行う身近な療育の場です。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がいを含む）
	居宅訪問型 児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。	重度の障がいや感染症にかかりやすい等、外出が著しく困難な児童
	放課後等 デイサービス	学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。学校教育と相まって障がい児の自立を支援するとともに、放課後等の居場所づくりを推進します。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神障がいのある児童（発達障がいを含む）
	保育所等訪問支援	保育所等を現在利用中の障がい児、今後利用する予定の障がい児に対して、訪問により、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を提供し、保育所等の安定した利用を促進します。	保育所等を現在利用中、あるいは今後利用する予定の障がい児

	サービス名	内容	対象者
障害児入所支援給付（都道府県）	福祉型障害児入所施設	施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。	
	医療型障害児入所施設	施設に入所する児童の保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。	
障害児相談支援給付	障害児相談支援	サービスの支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画を作成し、支給決定及び変更の後、サービス事業者との連絡調整、計画の作成を行います。また、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行います。	障害福祉サービス、児童福祉サービス及び地域生活支援事業を利用する児童

●「障がい児を対象としたサービス」の利用者負担

サービスを利用した際は、以下の利用者負担が生じます。

定率負担	利用した福祉サービス費の一割は負担となります。
実費負担	施設での食費・光水熱費などは実費負担となります。

負担上限月額

定率負担については、負担が大きくなりすぎないように、所得に応じて一月あたりの上限額（負担上限月額）が設定されます。上限額以上の支払は発生しません。負担上限月額は、障がい者等の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額となっており、以下のとおりです。

所得区分	世帯の収入状況		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市民税非課税世帯		0円
一般1	市民税課税世帯（所得割28万円未満）	通所施設、ホームヘルプ利用の場合	4,600円
		入所施設利用者の場合	9,300円
一般2	上記以外		37,200円

※障がい児（施設に入所する18、19歳を含む）の収入を判断する世帯の範囲は保護者の属する住民基本台帳での世帯です。

利用者負担の軽減

◆就学前の障がい児の発達支援の無償化について

当該年度の４月１日現在で３歳から５歳までの児童の児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設の利用者負担が無償化の対象になります。利用者負担以外の費用（医療費や、食費等の現在実費で負担しているもの）は引き続きお支払いただきます。

◆就学前の障害児通所支援にかかる利用者負担の多子軽減措置

就学前の児童がいる世帯で、複数の未就学児童が障害児通所支援、保育所、幼稚園等を利用しており、２人目以降の児童が障害児通所支援を利用している場合に、障害児通所給付費にかかる利用者負担額を軽減します。ただし、年収約 360 万円未満相当の世帯については、未就学児に限らず、２人目以降の児童が障害児通所支援を利用している場合に、障害児通所給付費にかかる利用者負担額を軽減します。

助成内容

対象となる児童が第２子の場合　：　自己負担の割合が 100 分の５

対象となる児童が第３子以降の場合　：　無償

●「障がい児を対象としたサービス」の手続きの流れ

障がい者支援課へ申請書を提出

↓

担当者が、ご自宅や市役所等で、心身の状況や介護を行う方の状況などに関しての聞取り調査を行う

↓

指定障害児相談支援事業者が市へ障害児支援利用計画案を提出

↓

支給決定・支給決定内容の通知・受給者証の発行

↓

障害児支援利用計画の作成

↓

発行された受給者証をもって事業者と契約し、サービスを利用

1-3　福祉用具の支給

7月～ 税

窓　口　障がい者支援課　障がい者相談係

☎ 0422-29-9233　Fax 0422-47-9577

●補装具費の支給及び借受け

身体障がい者（児）が身体の不自由を補うための用具（補装具）について、購入、修理及び借受けの費用を助成します。補装具の種目は以下のとおりです。

障がい別	種目
肢体不自由	義肢、装具、座位保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障がい者用意思伝達装置
視覚障がい	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器

対　象　身体障害者手帳又は戦傷病者手帳を有する方、障害者総合支援法の対象疾病（２３～２６ページ）に該当する方。

制　限　介護保険で給付を受けられる種目は介護保険の利用が優先です。また、すでに購入されたものについては制度の対象になりません。

負　担

世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護受給世帯	なし	０円
市民税非課税世帯	なし	０円
市民税課税世帯	10%	37,200 円
市民税所得割額 46 万円以上の方がいる世帯	対象外	対象外

※児童の補装具費支給についての詳細はお問い合わせください。

手　続　補装具の種目によって、必要書類及び手続きが異なります。ご希望の方は、お問合せください。初めて支給を受けるときは、一部の補装具を除いて、東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があります。

●日常生活用具の給付

7月～ 税

※ストーマ装具・紙おむつのみ、10 月の適用です。

在宅の障がい者（児）の日常生活の不便を改善するため用具の給付を行います。

対　象　種目及び対象者、対象要件等は別表（１４～２０ページ）のとおりです。

制　限　**次の方は給付を受けられません。**

① 病院へ入院または施設へ入所している方
② 給付用具をすでに所有されている方
③ 借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

負　担

世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護受給世帯	なし	０円
市民税所得割非課税世帯	なし	０円
市民税所得割課税世帯	10%※	37,200 円
市民税所得割額 46 万円以上の方がいる世帯	対象外	対象外

※ストーマ装具、紙おむつは５%。

手　続　ご希望の方は、窓口までお問合せください。

別表　　※この表では、障害者総合支援法施行令第１条で定める疾病(23～26 ページ)を「対象疾病」と表記しています。

	種目	対象者	性能	給付限度額
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方 ②「対象疾病」に該当し、寝たきりの状態にある方	腕又は脚等の訓練ができる器具を備えたもので、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	162,800 円
	特殊マット	①原則として３歳以上の知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度の方 ②原則として３歳以上18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けた下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方 ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級の方(常時介護を要する方に限る。) ④「対象疾病」に該当し、寝たきりの状態にある方	じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	19,600 円
	特殊尿器	①原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級の方(常時介護を有する方に限る。) ②「対象疾病」に該当し、自力で排尿できない方	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者等又は介護者が容易に使用し得るもの	154,500 円
	入浴担架	原則として３歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方(入浴に当たって、家族等他人の介助を要する方に限る。)	障がい者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	洋式 82,400円 和式 133,900 円
	体位変換器	①原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢は体幹機能障がいの程度が１級または２級の方(下着交換等に当たって家族等他人の介護を必要とする方に限る。) ③　「対象疾病」に該当し、寝たきりの状態にある方	介護者が障がい者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円
	訓練・姿勢保持用具	①原則として３歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた障がい児で、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級のもの ②政令第１条で定める疾病に該当する障がい児で、下肢又は体幹機能に障がいのあるもの	介護者が障がい児のリハビリ等に当たって、容易に使用し得るもの	50,000 円
	移動用リフト	①原則として３歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方 ②「対象疾病」に該当し下肢又は体幹機能に障がいのある方	障がい者等を移動させるに当たって、介護者が容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	257,500 円
	訓練いす	原則として３歳以上18歳未満で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方	原則として付属のテーブルを付けるものとする	33,100 円
	訓練用ベッド	「対象疾病」に該当し下肢又は体幹機能に障がいのある方	腕又は足の訓練ができる器具を備えたもの	159,200 円

	種目	対象者	性能	給付限度額
自立生活支援用具	浴槽 (湯沸器含む)	原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方	浴槽は、実用水量150リットル以上のもの 湯沸器は、水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され浴槽の性能に応じたもの	141,200円 浴槽のみ給付 58,300円 湯沸器のみ給付 104,900 円
	入浴 補助用具	①原則として３歳以上で、下肢又は体幹機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた、入浴に介助を必要とする方 ②「対象疾病」に該当し、入浴に介助を要する方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円
	便器	①原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の方 ②「対象疾病」に該当し常時介護を要する方	手すりのついた腰掛け式のもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	16,500 円
	頭部保護帽	①平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた、転倒の危険性が高い方 ②知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	12,160 円
	Ｔ字状・ 棒状のつえ	身体障害者手帳の交付を受けた、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいを有する方	十分な強度を有するもの	主体-木材 2,200円 主体-軽金属 3,000 円
	移動・移乗 支援用具	①原則として３歳以上で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた、家庭内の移動等において介助を必要とする方 ②「対象疾病」に該当し、下肢が不自由な方	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000 円
	特殊便器	①原則として学齢児以上の知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な方 ②原則として学齢児以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、上肢障がいの程度が１級又は２級の方 ③「対象疾病」に該当し、上肢機能に障がいのある方	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び知的障がい者(児)又は難病患者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。 ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円
	火災警報器	①障がいの程度が１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けた方 ②知的障がい者(児)で、障がいの程度が最重度又は重度の方 ③精神障がい者(児)で、障がいの程度が１級又は２級の方 (①②③いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	31,000 円

	種目	対象者	性能	給付限度額
自立生活支援用具	自動 消火装置	①障がいの程度が１級又は２級の身体障害者手帳の交付を受けた方 ②知的障がい者(児)で障がいの程度が最重度又は重度のもの ③精神障がい者(児)で、障がいの程度が１級又は２級のもの (①②③)いずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ④「対象疾病」に該当する方(火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円
	ガス安全 システム	①18歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方(喉頭摘出等により臭覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ②18 歳以上で、身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級の方(障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	警報器からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	42,200 円
	電磁 調理器	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が１級又は２級の方 ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた上肢障がいの程度が１級又は２級の方 ③18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級の方 (①②③のいずれも、障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。) ④18 歳以上の知的障がい者で、障がいの程度が最重度又は重度の方	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000 円
	音響 案内装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が１級又は２級の方(２級の者は、送信機のみに限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの。送信機は「歩行時間延長信号機用小型送信機」のこと	１級 51,000円 ２級 11,500 円
	聴覚障がい者用屋内信号装置	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障がいの程度が２級の方(聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円
	フラッシュベル	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障がいの程度が３級以上の方	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	12,400 円
	携帯用 信号装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚又は音声、言語機能障がいの程度が３級以上の方	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	20,200 円

	種目	対象者	性能	給付限度額
在宅療養等支援用具	透析液加温器	原則として３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とする方(自己連続携行式腹膜灌流法による透析療法を行う者に限る。)	自己連続携行式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定温度に保つもの	72,100 円
	ネブライザー(吸入器)	①身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が３級以上の方又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められるもの ②「対象疾病」に該当する者で、呼吸器機能に障がいのある方	障がい者等が容易に使用し得るもの	36,000 円
	電気式たん吸引器	①身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障がいの程度が３級以上の方又は同程度の身体障がい者(児)で必要と認められる方 ②「対象疾病」に該当する者で、呼吸器機能に障がいのある方	障がい者等が容易に使用し得るもの	56,400 円
	空気清浄器	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がいの程度が３級以上の方	障がい者が容易に使用し得るもの	33,800 円
	酸素ボンベ運搬車	おおむね18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、呼吸器機能障がいの程度が原則として３級以上の方(医療保険その他の制度による在宅酸素療法を受けている者に限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000 円
	盲人用血圧計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障がいの程度が１級又は２級のもの（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,500 円
	盲人用体温計(音声式)	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が１級又は２級の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	9,000 円
	盲人用体重計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が１級又は２級の方(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000 円
	ルームクーラー	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、頚髄損傷等により体温調節機能を喪失した方(医師により、体温調節機能を喪失したものと認められた者に限る。)	障がい者が容易に使用し得るもの	172,100 円
	動脈血中酸素飽和測定器(パルスオキシメーター)	①身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工呼吸器の装置が必要な方 ②「対象疾病」に該当する者で、人工呼吸器の装置が必要な方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの	157,500 円

	種目	対象者	性能	給付限度額
情報・意思疎通支援用具	携帯用 会話補助装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声機能若しくは言語機能障がい者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障がいを有する方	携帯式で言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	285,000 円
	パーソナル コンピューター	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢障がい又は言語及び上肢の重複障がいを有し、その障がいの程度が１級又は２級の方(文字を書くことが困難な者に限る。)	かな、漢字及び英数字による文書作成が可能で、編集校正及び記憶機能を有し、障がい者(児)が容易に使用し得るもの(プロテクター、プリンター等を附帯することができるもの)	100,000 円
	情報・通信 支援用具	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)又はパーソナルコンピューターを使用するに当たり特別な装置を必要とする上肢機能障がい者(児)で、その障がいの程度が１級又は２級の方	障がい者がパーソナルコンピューターを使用するに当たり、必要な周辺機器及びアプリケーションソフト(音声ソフト、特別なマウス、キーガード等)	100,000 円
	点字 ディスプレイ	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、視覚障がいの程度が１級又は２級であって、必要と認められる方	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことができるもの	383,500 円
	点字器	原則として学齢児以上の視覚障がい者(児)で、点字を習得しようとしているもの又は点字の利用が可能な方	標準型	6,600 円
			携帯用	7,200 円
	点字 タイプライター	身体障害者手帳の交付を受けた、視覚障がいの程度が１級又は２級の方(本人が就労若しくは就学をし又は就労が見込まれている者に限る。)	視覚障がい者(児)が容易に操作できるもの	63,100 円
	視覚障がい者用 ポータブル レコーダー	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が１級又は２級の方	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、ＤＡＩＳＹ方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの ③視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	①録音再生機 85,000円 ②専用再生機 35,000円 ③テープ レコーダー 23,000 円
	視覚障がい者用 活字文書 読上げ装置	原則として学齢児以上の身体障害手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障がいの程度が１級又は２級の方	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	99,800 円

	種目	対象者	性能	給付限度額
情報・意思疎通支援用具	視覚障がい者用拡大読書器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、本装置により文字等を読むことが可能になる方	画像入力装置により、読みたいもの(印刷物等)を拡大表示又は読み上げるものであって、視覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	198,000 円
	盲人用時計	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がいの程度が１級又は２級の方(音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式の使用が困難な者を原則とする。)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	●触読式 10,300円 ●音声式 13,300 円
	聴覚障がい者用通信装置	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚、音声又は言語機能に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者(児)が容易に使用し得るもの	71,000 円
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者(児)用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者(児)向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者(児)が容易に使用し得るもの	88,900 円
	会議用拡聴器	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障がいの程度が４級以上の方	障がい者(児)が容易に使用し得るもの	38,200 円
	人工喉頭	咽頭喪失により音声・言語機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)	笛式：吸気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化させるもの	5,000円 (気管カニューレ付きは3,100円増し)
			電動式：顎下部等にあてた電動版を振動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化させるもの	70,100 円
			埋め込み型用人工鼻：常時埋め込み型の人工喉頭を使用するものを対象とし、障がい者(児)が容易に使用することができるもの	月額 23,760 円
	点字図書	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者(児)で、主に情報の入手を点字によっている方	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く点字図書とする。	給付対象者 １人につき 年間６タイトル又は24巻を限度。 ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。
	大活字図書	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障がい者（児）で、大活字図書の利用が可能な方	月刊や週刊等で発行される雑誌を除く大活字図書とする。	

	種目	対象者	性能	給付限度額
排泄管理支援用具	ストーマ装具	身体障害者手帳の交付を受けたぼうこう又は直腸機能障がい者(児)で、ストーマ装具を必要とする方	●尿路系 低刺激性の粘着剤を使用た密封型の収尿袋で尿処理用のキャップが付いているもの並びに皮膚の保護及び皮膚への装臭の密着等のために使用する用品	●尿路系 月額 11,400円
			●消化器系 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋のもの並びに皮膚の保護及び皮膚への装臭の密着等のために使用する用品	●消化器系 月額 8,600円
	紙おむつ	①ぼうこう・直腸機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、紙おむつを必要とし、かつ、ストーマ用装具を使用することができない方 ②原則３歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の者（児）で、紙おむつを必要とし、次のいずれにも該当する方(乳幼児期以前の非進行性の脳病変等により、18歳以前に下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級の認定を受けた者(児)に限る。） ア.排尿又は排便の意思表示が困難である者 イ.紙おむつ以外での排泄処理ができない者 ウ.紙おむつの使用により意思伝達能力の獲得が阻害されることがない者	介護者が容易に使用し得るもの	月額 12,000 円
	収尿器	背髄損傷又は二分背椎により肢体不自由又はぼうこう機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、収尿器を必要とする方	●男性用 採尿器と蓄尿袋で構成され、尿の逆流防止装置が付けられたもので、ラテックス製又はゴム製のもの	●普通型 7,700円 ●簡易型 5,700円
			●女性用 普通型は耐久性ゴム製の採尿袋を有するもので、簡易型はポリエチレン製の採尿袋で導尿ゴム管が付いているもの	●普通型 8,500円 ●簡易型 5,900円 (袋20枚１組)

●住宅設備改善費給付制度

在宅の障がい者（児）の日常生活の不便を改善するため、住宅の設備改善（リフォーム）の助成を行います。種目及び対象要件等は下記のとおりです。

※ここでは、障害者総合支援法施行令第１条で定める疾病（２３～２６ページ）のことを「対象疾病」と表記しています。

対　象

種目	給付対象者	給付限度額
小規模改修	①学齢児以上65歳未満の者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級～３級のもの又は補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者である方（特殊便器への取替えに当たっては、上肢障がいの程度が１級又は２級のもの） ②「対象疾病」に該当する者で、下肢又は体幹機能に障がいのある方	200,000円
中規模改修	学齢児以上65歳未満の者で、下肢又は体幹機能障がいの程度が１級又は２級のもの又は補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者である方	641,000円
屋内移動設備	学齢児以上の者で、歩行ができない状態で、上肢及び下肢又は体幹機能障がいの程度が１級のもの又は車いすの交付を受けた内部障がい者である方	機器本体 979,000円 設置費 353,000円

制　限　次の方は給付を受けられません。

① 病院へ入院または施設へ入所している方
② 給付用具をすでに所有されている方
③ 借家等に居住している方で、その家屋の所有者から給付用具の設置につき承諾が得られない方

負　担

世帯の収入状況	負担割合	負担上限月額
生活保護受給世帯	なし	０円
市民税所得割非課税世帯	なし	０円
市民税所得割課税世帯	10%	37,200 円
市民税所得割額 46 万円以上の方がいる世帯	対象外	対象外

手　続　ご希望の方は、窓口までお問合せください。

1-4　介護保険法との関係

窓　口　介護保険課　介護認定係　　☎0422-29-9275　Fax 0422-29-9820
地域包括支援センター・地域支援センター（下記参照）

●介護保険の優先

障がい者施策等と介護保険とで共通するサービスは、**介護保険から受けていただくことが基本**です。共通するサービスのうち、三鷹市で実施している主なサービスは次のものがあります。

◆居宅介護（ホームヘルプ）
◆短期入所（ショートステイ）
◆補装具（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ）
◆日常生活用具（特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具）
◆住宅設備改善

●介護保険サービスの利用

次の方は、介護保険の申請をしてください。

対　象　① 65 歳以上の方
② 公的医療保険に加入している 40 歳から 64 歳までの方で、加齢と関係ある次の特定疾病によりサービスを必要とする方

特定疾病

◆がん
（医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）
◆筋萎縮性側索硬化症
◆後縦靭帯骨化症
◆骨折を伴う骨粗しょう症
◆多系統萎縮症
◆初老期における認知症
◆脊髄小脳変性症
◆脊柱管狭窄症
◆早老症
◆糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
◆脳血管疾患
◆進行性核上性麻痺、大脳皮質基核変性症及びパーキンソン病
◆閉塞性動脈硬化症
◆関節リウマチ
◆慢性閉塞性肺疾患
◆両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

●地域包括支援センター・地域福祉支援センター

事業所名	住所	電話番号	担当地区
三鷹市東部 地域包括支援センター	三鷹市下連雀 5-2-5 特別養護老人ホーム弘済園１階	0422- 48-8855	牟礼、北野、 新川２･３丁目
三鷹市井の頭 地域包括支援センター	三鷹市牟礼 6-12-30 三鷹市牟礼老人保健施設 はなかいどう内	0422- 44-7400	井の頭
三鷹市連雀 地域包括支援センター	三鷹市下連雀 8-3-6 野村病院内	0422- 40-2635	下連雀５～９丁目 上連雀６～９丁目 野崎１丁目
三鷹市三鷹駅周辺 地域包括支援センター	三鷹市下連雀 4-2-8 介護老人保健施設 太郎内	0422- 76-4500	下連雀１～４丁目 上連雀１～５丁目
三鷹市西部 地域包括支援センター	三鷹市深大寺 2-29-13 高齢者センター けやき苑内	0422- 34-6536	井口、深大寺 野崎２～４丁目
三鷹市大沢 地域包括支援センター	三鷹市大沢 4-8-8 福祉 Labo どんぐり山内	0422- 33-2287	大沢
三鷹市新川中原 地域包括支援センター	三鷹市新川 5-6-31 特別養護老人ホーム みたか紫水園内	0422- 40-7204	中原、 新川１･４～６丁目
井の頭 地域福祉支援センター	三鷹市井の頭 2-32-30 井の頭コミュニティ・センター新館内	0422- 24-7335	井の頭

障害者総合支援法施行令第1条で定める疾病

令和6年4月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（369疾病）

1	アイカルディ症候群	51	下垂体前葉機能低下症
2	アイザックス症候群	52	家族性地中海熱
3	Ｉｇ Ａ腎症	53	家族性低βリポタンパク血症１(ホモ接合体)
4	Ｉｇ Ｇ４関連疾患	54	家族性良性慢性天疱瘡
5	亜急性硬化性全脳炎	55	カナバン病
6	アジソン病	56	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
7	アッシャー症候群	57	歌舞伎症候群
8	アトピー性脊髄炎	58	ガラクトース - １ - リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
9	アペール症候群	59	カルニチン回路異常症
10	アミロイドーシス	○60	加齢黄斑変性
11	アラジール症候群	61	肝型糖原病
12	アルポート症候群	62	間質性膀胱炎（ハンナ型）
13	アレキサンダー病	63	環状20番染色体症候群
14	アンジェルマン症候群	64	関節リウマチ
15	アントレー・ビクスラー症候群	65	完全大血管転位症
16	イソ吉草酸血症	66	眼皮膚白皮症
17	一次性ネフローゼ症候群	67	偽性副甲状腺機能低下症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	ギャロウェイ・モワト症候群
19	１ｐ36欠失症候群	○69	急性壊死性脳症
20	遺伝性自己炎症疾患	○70	急性網膜壊死
21	遺伝性ジストニア	71	球脊髄性筋萎縮症
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	急速進行性糸球体腎炎
23	遺伝性膵炎	73	強直性脊椎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	巨細胞性動脈炎
25	ウィーバー症候群	75	巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大動静脈奇形(頚部顔面又は四肢病変)
27	ウィルソン病	77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
28	ウエスト症候群	78	巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）
29	ウェルナー症候群	79	筋萎縮性側索硬化症
30	ウォルフラム症候群	80	筋型糖原病
31	ウルリッヒ病	81	筋ジストロフィー
△32	HTRA1関連脳小血管病	82	クッシング病
33	HTLV－１関連脊髄症	83	クリオピリン関連周期熱症候群
34	ＡＴＲ－Ｘ症候群	84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
35	ＡＤＨ分泌異常症	85	クルーゾン症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	グルコーストランスポーター１欠損症
37	エプスタイン症候群	87	グルタル酸血症1型
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症2型
39	エマヌエル症候群	89	クロウ・深瀬症候群
＊40	MECP2重複症候群	90	クローン病
41	遠位型ミオパチー	91	クロンカイト・カナダ症候群
○42	円錐角膜	92	痙攣重積型（二相性）急性脳症
43	黄色靭帯骨化症	93	結節性硬化症
44	黄斑ジストロフィー	94	結節性多発動脈炎
45	大田原症候群	95	血栓性血小板減少性紫斑病
46	オクシピタル・ホーン症候群	96	限局性皮質異形成
47	オスラー病	○97	原発性局所多汗症
48	カーニー複合	98	原発性硬化性胆管炎
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	99	原発性高脂血症
50	潰瘍性大腸炎	100	原発性側索硬化症

＊新たに対象となる疾病（3疾病）　○障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）　△表記が変更された疾病（５疾病）
（※）神経フェリチン病は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

101	原発性胆汁性胆管炎	151	若年性肺気腫
102	原発性免疫不全症候群	152	シャルコー・マリー・トゥース病
○103	顕微鏡的大腸炎	153	重症筋無力症
104	顕微鏡的多発血管炎	154	修正大血管転位症
105	高ＩｇＤ症候群	155	ジュベール症候群関連疾患
106	好酸球性消化管疾患	156	シュワルツ・ヤンペル症候群
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
108	好酸球性副鼻腔炎	158	神経細胞移動異常症
109	抗糸球体基底膜腎炎	159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
110	後縦靭帯骨化症	160	神経線維腫症
111	甲状腺ホルモン不応症	161	神経有棘赤血球症
112	拘束型心筋症	162	進行性核上性麻痺
113	高チロシン血症1型	163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
114	高チロシン血症2型	164	進行性骨化性線維異形成症
115	高チロシン血症3型	165	進行性多巣性白質脳症
116	後天性赤芽球癆	166	進行性白質脳症
117	広範脊柱管狭窄症	167	進行性ミオクローヌスてんかん
118	膠様滴状角膜ジストロフィー	168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
119	抗リン脂質抗体症候群	169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
120	コケイン症候群	170	スタージ・ウェーバー症候群
121	コステロ症候群	171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
122	骨形成不全症	172	スミス・マギニス症候群
○123	骨髄異形成症候群	○173	スモン
○124	骨髄線維症	174	脆弱X症候群
125	ゴナドトロピン分泌亢進症	175	脆弱Ｘ症候群関連疾患
126	5p欠失症候群	△176	成人発症スチル病
127	コフィン・シリス症候群	177	成長ホルモン分泌亢進症
128	コフィン・ローリー症候群	178	脊髄空洞症
129	混合性結合組織病	179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
130	鰓耳腎症候群	180	脊髄髄膜瘤
131	再生不良性貧血	181	脊髄性筋萎縮症
○132	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	182	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症
133	再発性多発軟骨炎	183	前眼部形成異常
134	左心低形成症候群	184	全身性エリテマトーデス
135	サルコイドーシス	185	全身性強皮症
136	三尖弁閉鎖症	186	先天異常症候群
137	三頭酵素欠損症	187	先天性横隔膜ヘルニア
138	CFC症候群	188	先天性核上性球麻痺
139	シェーグレン症候群	189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
140	色素性乾皮症	190	先天性魚鱗癬
141	自己貪食空胞性ミオパチー	191	先天性筋無力症候群
142	自己免疫性肝炎	192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	193	先天性三尖弁狭窄症
144	自己免疫性溶血性貧血	194	先天性腎性尿崩症
○145	四肢形成不全	195	先天性赤血球形成異常性貧血
146	シトステロール血症	196	先天性僧帽弁狭窄症
147	シトリン欠損症	197	先天性大脳白質形成不全症
148	紫斑病性腎炎	198	先天性肺静脈狭窄症
149	脂肪萎縮症	○199	先天性風疹症候群
150	若年性突発性関節炎	200	先天性副腎低形成症

障害者総合支援法施行令第1条で定める疾病

令和６年４月１日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（366疾病）

201	先天性副腎皮質酵素欠損症	251	ドラベ症候群
202	先天性ミオパチー	252	中條・西村症候群
203	先天性無痛無汗症	253	那須・ハコラ病
204	先天性葉酸吸収不全	254	軟骨無形成症
205	前頭側頭葉変性症	255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
＊206	線毛機能不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	256	22q11.2欠失症候群
207	早期ミオクロニー脳症	257	乳幼児肝巨大血管腫
208	総動脈幹遺残症	258	尿素サイクル異常症
209	総排泄腔遺残	259	ヌーナン症候群
210	総排泄腔外反症	260	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
211	ソトス症候群	261	ネフロン癆
212	ダイアモンド・ブラックファン貧血	262	脳クレアチン欠乏症候群
213	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳腱黄色腫症
214	大脳皮質基底核変性症	△264	脳内鉄沈着神経変性症（※）
215	大理石骨病	265	脳表ヘモジデリン沈着症
○216	ダウン症候群	266	膿疱性乾癬
217	高安動脈炎	267	嚢胞性線維症
218	多系統萎縮症	268	パーキンソン病
219	タナトフォリック骨異形成症	269	バージャー病
220	多発血管炎性肉芽腫症	270	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
221	多発性硬化症／視神経脊髄炎	271	肺動脈性肺高血圧症
○222	多発性軟骨性外骨腫症	272	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
223	多発性嚢胞腎	273	肺胞低換気症候群
224	多脾症候群	274	ハッチンソン・ギルフォード症候群
225	タンジール病	275	バッド・キアリ症候群
226	単心室症	276	ハンチントン病
227	弾性線維性仮性黄色腫	○277	汎発性特発性骨増殖症
○228	短腸症候群	278	ＰＣＤＨ19関連症候群
229	胆道閉鎖症	279	非ケトーシス型高グリシン血症
230	遅発性内リンパ水腫	280	肥厚性皮膚骨膜症
231	チャージ症候群	281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
233	中毒性表皮壊死症	283	肥大型心筋症
234	腸管神経節細胞僅少症	284	左肺動脈右肺動脈起始症
＊235	TRPV4異常症	285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
236	TSH分泌亢進症	286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
237	TNF受容体関連周期性症候群	287	ビッカースタッフ脳幹脳炎
238	低ホスファターゼ症	288	非典型溶血性尿毒症症候群
239	天疱瘡	289	非特異性多発性小腸潰瘍症
240	特発性拡張型心筋症	290	皮膚筋炎／多発性筋炎
241	特発性間質性肺炎	○291	びまん性汎細気管支炎
242	特発性基底核石灰化症	○292	肥満低換気症候群
243	特発性血小板減少性紫斑病	293	表皮水疱症
244	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	294	ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）
245	特発性後天性全身性無汗症	295	VATER症候群
246	特発性大腿骨頭壊死症	296	ファイファー症候群
247	特発性多中心性キャッスルマン病	297	ファロー四徴症
248	特発性門脈圧亢進症	298	ファンコニ貧血
249	特発性両側性感音難聴	299	封入体筋炎
○250	突発性難聴	300	フェニルケトン尿症

＊新たに対象となる疾病（3疾病）　○障害者総合支援法独自の対象疾病（２９疾病）　△表記が変更された疾病（５疾病）
（※）神経フェリチン病は対象疾病番号264（脳内鉄沈着神経変性症）に統合。

○301	フォンタン術後症候群	351	4p欠失症候群
302	複合カルボキシラーゼ欠損症	352	ライソゾーム病
303	副甲状腺機能低下症	353	ラスムッセン脳炎
304	副腎白質ジストロフィー	○354	ランゲルハンス細胞組織球症
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症	355	ランドウ・クレフナー症候群
306	ブラウ症候群	356	リジン尿性蛋白不耐症
307	プラダー・ウィリ症候群	○357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
308	プリオン病	358	両大血管右室起始症
309	プロピオン酸血症	359	リンパ管腫症/ゴーハム病
310	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	360	リンパ脈管筋腫症
311	閉塞性細気管支炎	361	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
312	β－ケトチオラーゼ欠損症	362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
313	ベーチェット病	363	レーベル遺伝性視神経症
314	ベスレムミオパチー	364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
○315	ヘパリン起因性血小板減少症	○365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
○316	ヘモクロマトーシス	366	レット症候群
△317	ペリー症	367	レノックス・ガストー症候群
○318	ペルーシド角膜辺縁変性症	368	ロスムンド・トムソン症候群
319	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	369	肋骨異常を伴う先天性側弯症
320	片側巨脳症		
321	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群		
322	芳香族L－アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
323	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
324	ホモシスチン尿症		
325	ポルフィリン症		
326	マリネスコ・シェーグレン症候群		
△327	マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群		
328	慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー		
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
330	慢性再発性多発性骨髄炎		
○331	慢性膵炎		
332	慢性特発性偽性腸閉塞症		
333	ミオクロニー欠神てんかん		
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
335	ミトコンドリア病		
336	無虹彩症		
337	無脾症候群		
338	無βリポタンパク血症		
339	メープルシロップ尿症		
340	メチルグルタコン酸尿症		
341	メチルマロン酸血症		
342	メビウス症候群		
343	メンケス病		
344	網膜色素変性症		
345	もやもや病		
346	モワット・ウイルソン症候群		
○347	薬剤性過敏症症候群		
348	ヤング・シンプソン症候群		
○ 349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴		
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん		